

# 第33回成田市農業委員会総会議事録

平成29年3月24日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成29年3月24日(金)  
午後1時31分から午後3時17分

2. 開催場所 成田市役所 6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 26名

議長	根本喜久治	16番	高木勲
1番	根本正康	17番	瀧澤きみ子
2番	加瀬雅英	18番	鳥羽陽一
4番	円城寺芳夫	19番	大隅英樹
5番	檜垣金一	21番	成毛孝
6番	若松義幸	22番	櫻井浩子
7番	川崎貞男	23番	伊藤勝
9番	小川明一	24番	岡野政男
10番	齊藤均	25番	朝倉けい子
11番	岩立隆	26番	佐藤芳明
12番	菅澤誠	27番	石原喜久勇
13番	水野健治	28番	荒居和恵
15番	加藤衛	29番	飯笹雄次

5. 欠席委員 3名

3番	岩澤貞男	14番	大木清志
8番	根本秀夫		

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 成田市農地利用最適化推進委員の担当する区域について

議案第2号 成田市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 平成29年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 木内悦夫

農地係長 土屋祐介

振興係長 堂本周助

主査 平山美登

主査 高木信一

(午後1時31分開会)

○議長 ただ今の出席委員は26名です。欠席委員は3番 岩澤貞男委員、8番 根本秀夫委員、14番 大木清志委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第33回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、2月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により議長において、10番 齊藤均委員、11番 岩立隆委員の兩名を指名いたします。また、書記に堂本係長を任命します。

本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 成田市農地利用最適化推進委員の担当する区域について

議案第2号 成田市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 平成29年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案6件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、成田市農地利用最適化推進委員の担当する区域について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 3ページをお開き願います。議案第1号、成田市農地利用最適化推進委員の担当区域について、でございます。

昨年4月に施行された、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用最適化推進委員が新設されることとなり、これまで協議会などの場で、委員の皆様と準備を進めてきたところでございますが、その定数につきましては、同法により「条例で定める」と規定されていることから、3月議会定例会に定数及び報酬の条例案を上程し、昨日、賛成多数で可決されたところでございます。

同法第17条第1項では、「農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定されており、第2項には「推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない」と規定されていることから、4ページと5ページのとおり、22人の推進委員の担当区域について定めるものでございます。

内容につきましては、2月の協議会でお配りして確認をお願いしたところであり、区域の数及び定数の変更はございませんが、担当区域につきましては、一部修正及び追加をいたしましたので、ご確認をいただきたいと存じます。

以上で、議案第1号、成田市農地利用最適化推進委員の担当区域について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 去る3月17日、午後1時から、502会議室におきまして、第4小委員会を開催いたしました。委員7名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、現地調査及び事前審査を行いました。それでは、報告に入ります。

議案第1号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第1号を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第1号は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、成田市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 6ページでございます。議案第2号、成田市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について、でございます。申し訳ございませんが、議案第2号につきましては、議案作成後に何か所か修正がございましたので、差し替え分の議案をご覧くださいと存じます。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項で「農業委員会が委嘱しなければならない」と規定されており、同法第19条第1項に「推進委員を委嘱しようとするときは、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならない」と規定されていることから、推進委員の募集・選任等に必要な事項を定めようとするものでございます。委員の皆様からのご意見等を反映するとともに、「農業委員会の委員の選任に関する要綱」との整合性を考慮して作成いたしました。7ページから9ページに要綱の全文、10ページと11ページに候補者選考基準、12ページから16ページに推薦及び応募様式がございます。

なお、農業委員につきましては、市長が議会の同意を得て任命することから、一部内容は違う部分もありますが、同様の「農業委員会の委員の選任に関する要綱」を市長部局で制定しております。

以上で、議案第2号、成田市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 議案第2号につきましては、推進委員の業務の具体的な内容について質問があり、農地利用の最適化の推進においては、農地の賃貸借の仲介、遊休農地の調査と解消、人・農地プランの策定など地域の農業者等の話し合いの推進、そのほか、総会で意見を述べることや、現地確認などの可能性があることなどについて確認しました。

また、推進委員の研修についての質問があり、農業委員と合同の勉強会や研修などを行うほか、農業委員との仮称・連携会議等も計画しており、開催日や内容、やり方などについては、今後、農業委員と相談しながら検討したい、とのことでした。

そのほか、関連して農業委員の選任に関する質疑も行われました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○根本正康委員 要綱の7条第1項に「その他必要があると認める場合」と記載があるが、どんな場合を想定しているのか。2条の第5項にある「なお定数を満たすことが困難な場合」がそれにあたるかな、とは思うが、事務局の想定について、教えてほしい。

○事務局 推進委員の候補者については、定数を超えている、超えていないにかかわらず、その熱意や適性があるかどうかについて、確認する必要があると存じます。従って、基

本的には必ず開催するのが適切と考えておりますので、そうした場合と考えていただければよいと思います。

○**根本正康委員** 推薦者、応募者の多寡にかかわらず、選考委員会は必ず開催される、という理解でよいのか。

○**事務局** その考えでおります。

○**根本正康委員** 文章の書き方が気になるが、それならそれでいいと思う。

関連して、7条の第3項にある「その他会長が指名した者」について、現在想定しているのはどのような人物か。

○**事務局** 選考委員会については、基本的に運営委員会のメンバーを考えています。現在の運営委員会でも、例えば、規則第5条で規定のある委員のほか、オブザーバーとして、岩澤委員に参加していただいておりますが、同様の形で構成したいと存じます。また、必要に応じて、昨年度の定数検討協議会のように、各地区の委員さんにも入っていただき、ご意見をいただくことも考えており、さまざまな状況に対して、柔軟な対応ができるようにするための規定と考えております。

○**根本正康委員** 市の農政課に入ってもらおうという考えはないか。

○**事務局** 協議の中で希望があれば考慮したいと思います。

○**根本正康委員** 要望としては農政課に入ってもらった方がいい。また、推進委員の業務については、農地中間管理機構との連携が謳われているわけだから、その事業を受託している農業センター、下総・大栄地区については市の農政課が受託しているので、農地流動化の話も含めて、市と農業センターに入ってもらおうのほうがいいと思うので、ぜひ検討願いたい。

○**大隅委員** 地元での話し合いの中で、推進委員の業務は、農政課の業務もあるので、そことの連携が重要という話も出たが、そのあたりはどう考えているか。

○**事務局** ご指摘のとおり、業務的には非常に重なる部分もありますし、実際に制度を運用していく段階では、研修の実施などの準備的な面も含めて、密接な連携が図れるよう努めて参りたいと存じます。

○**議長** いろいろ話や要望が出ましたが、それを加味しながら、やっていくということではよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、議案第2号を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○**議長** 挙手全員でございます。よって、議案第2号は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 17ページをお開き願います。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。全体で12件の申請がございました。

①売買でございます。8件の申請がございました。1番、香取市にお住いの譲受人が、十余三にお住いの譲渡人が所有する、横山の田1筆、畑・現況田1筆、南敷の田1筆、合計5,566㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相手方の要望により、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、小泉にお住いの譲受人が、市川市にお住いの譲渡人が所有する、小泉の田1筆、2,559㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「遠方に住んでおり、高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

18ページでございます。3番と4番は同一譲受人の案件ですので、まとめてご説明いたします。水掛にお住いの譲受人が、幡谷にお住いの譲渡人から幡谷の田、現況畑1筆、63㎡と、水掛にお住いの譲渡人から幡谷の畑1筆、740㎡を、それぞれ売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「自宅に近い農地を取得し、農業経営の効率化を図りたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由はともに「相手方の要望により、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。3番と4番は、隣接農地であります。

19ページをお開き願います。5番、桜田にお住いの譲受人が、村田にお住いの譲渡人が所有する、村田の田1筆、358㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「自作地と一体の区画となっているため申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は

「後継者もいないため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

6番、西大須賀にお住いの譲受人が、浦安市にお住いの譲渡人が所有する、西大須賀の畑2筆、合計274㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「自宅に近い、耕作が便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は「遠方で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

20ページでございます。7番と8番は同一譲受人の案件ですので、まとめてご説明いたします。譲受人である下福田の法人が、米野にお住いの譲渡人が所有する、宝田の畑1筆、681㎡と、宝田にお住いの譲渡人が所有する、宝田の畑1筆、413㎡、合計1,094㎡を、それぞれ売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「会社に近い、耕作が便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由はともに「後継者もいないため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。なお、7番と8番は、隣接農地であります。

21ページをお開き願います。②交換でございます。2件の申請がございました。1番と2番は、同一譲受人、譲渡人による交換ですので、まとめてご説明いたします。ともに横山にお住いの譲受人と譲渡人が、それぞれ所有する横山の畑1筆、1,814㎡と、同じく横山の畑1筆、1,926㎡を、交換により取得したいという申請でございます。交換の事由は「以前よりお互いに取り違えて耕作している申請地を、それぞれ交換により取得し、実情に合わせたい」というもので、取得後は、ともに自ら耕作する旨の確約書が添付されており、総会資料7ページに案内図がございます。

22ページでございます。③贈与でございます。2件の申請がございました。1番と2番は同一受贈者の案件ですので、まとめてご説明いたします。1番、多良貝にお住いの受贈者が、贈与者である佐倉市にお住いの姉が所有する、多良貝の畑1筆、7,380㎡と、同居の母が所有する、多良貝の畑2筆、8,807㎡、合計16,187㎡を贈与により取得したいという申請でございます。受贈者の事由は「姉と母より農地の贈与を受ける」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由について、1番は「農業後継者である弟に、申請地を贈与し、農業経営を廃止したい」、2番は「農業後継者である子に、申請地を贈与したい」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

以上で議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 次に、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は田と畑(現況 田)を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

①売買の2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田を取得し水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

①売買の3番と4番は、関連がございますので一括して説明させていただきます。①売買の3番と4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、3番と4番は田(現況畑)と畑を取得

し、水稻苗の育苗と野菜を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の3番と4番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断をいたしました。

①売買の5番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、田を取得し水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明をさせていただきますが、譲受人は、隣接の田を所有し耕作しております。

①売買の6番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、畑を取得し水稻苗の育苗をしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

①売買の7番と8番は、関連がございますので一括して説明させていただきます。①売買の7番と8番につきましては、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は3名(法人が行う農業の常時従事者 年間150日以上2名と法人に対する農地提供者1名に該当)、で普通株式合計80口の内80口を有しており、100%のため、総数の2

分の1超を満たしております。また、業務執行権要件は、取締役1名が法人の農業に常時従事(150日以上)しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから基準の第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、畑を取得し、落花生を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の7番と8番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明をさせていただきますが、現在、申請地において、畑にするべく竹などの伐採を、鋭意、行った結果、現状は農地となりました。また、農地への復元計画書も提出されております。なお、平成24年3月総会において、譲受人である法人は、農地法第3条の許可を得て、農地を取得しておりますので、実績はあると思われま

す。なお、7番、8番の譲受人である法人が、認定農業者になります。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 議案第3号、3条①売買の1番につきましては、申請地は、国道51号から南側に入った、東関東自動車道の北側と南側に位置する農地で、現状は、田として管理されておりました。譲受人が市外在住であることから、通作距離と譲受人との関係についての質問があり、通作距離は約20km、譲受人と譲渡人には親戚関係はなく、古くからの知人とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番について、小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 ①売買の2番につきましては、申請地は、市道成毛土室線から南側に入った市道小泉成毛線と荒海川に挟まれた農地で、現状は、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番と4番は、同一の譲受人が、隣接の農地を取得する申請ですので、一括して審議いたします。3番と4番について、小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 ①売買の3番と4番につきましては、申請地は、県道成田滑河線から南側に入った、尾羽根川に近い、市道幡谷7号線に隣接する農地で、現状は、畑として管理されておりました。譲受人は田を中心に経営している農家の割に、従農者数が多いのではないかとの質問がありましたが、家族数・従農者数とも提出された申請書の記載どおりであり、農家台帳と一致しているが、繁忙期に手伝いをする程度の者も含まれているとのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、3番と4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番と4番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。まず、3番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

次に、4番について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の4番は可決されました。

次に、①売買の5番について、小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 ①売買の5番につきましては、申請地は、大栄インターチェンジから北側に入った、大栄物流団地に近い、市道前原高江線に隣接する農地で、現状は、譲受人の農地と一体の区画になっており、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の5番は可決されました。

次に、①売買の6番について、小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 ①売買の6番につきましては、申請地は、県道成田滑河線から北側に入った譲受人宅近くの農地で、現状は、ビニールハウスが設置されて、畑として耕作されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の6番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の6番は可決されました。

次に、①売買の7番と8番については、同一の譲受人が隣接する農地を取得する案件ですので一括して審議いたします。7番と8番について、小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 ①売買の7番と8番につきましては、申請地は、国道408号から東側に入った、市道宝田下堤線の南に位置する、運送会社の駐車場拡張用地に隣接する農地で、以前は竹林でしたが、現状は、畑に復元する作業が行われ、農地になっておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、7番と8番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番と8番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。まず、7番について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の7番は可決されました。

次に、8番について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の8番は可決されました。

続いて、②交換については、1番と2番は同一の案件でございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条②交換の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は畑を取得し、さつまいもを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから交換の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、2番は畑を取得し、さつまいもを作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから交換の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、認定農業者の方は、おりません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、②交換の1番と2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 ②交換の1番と2番につきましては、申請地は、県道佐原多古線から西側に入った、市道大沼矢芝線に隣接する農地で、現状は、畑として耕作されておりました。

交換する農地の面積に若干の差があるが、金銭的なプラスアルファはあるのか、との質問がありましたが、双方納得の上で金銭的なやりとりはない、とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②交換に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②交換を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。1番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②交換の1番は可決されました。

続いて、2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②交換の2番は可決されました。

次に、③贈与については、1番と2番は受贈者が同一ですので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条③贈与の1番と2番は関連がございますので、一括してご説明させていただきます。3条③贈与の1番と2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番と2番は畑を取得し、甘藷、人参、馬鈴薯を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから贈与の1番と2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明をさせていただきますが、譲受人に確認したところ、贈与税につきましては、計算をしていただいておりますが、もしも課税があったとしても、贈与により所有権を移転するのが目的のため、納付するとのことでした。

なお、認定農業者の方は、おりません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、③贈与の1番と2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 ③贈与の1番と2番につきましては、申請地は、主要地方道横芝下総線から東側に入った、市道一坪田多良貝線に隣接する、受贈者宅の周辺に位置する農地で、現状は、畑として耕作及び管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③贈与の1番と2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の1番と2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。まず、1番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③贈与の1番は可決されました。

続いて、2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③贈与の2番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 23ページをお開き願います。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で8件の申請がございました。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番、譲受人である東京都江戸川区の法人が、久米野にお住いの譲渡人が所有する、久米野の畑1筆、826㎡を売買により取得し、「太陽光発電施設用地」として転用したいという申請でございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

2番と3番は、関連がございますのでまとめてご説明いたします。譲受人である東京都台東区の法人が、浦安にお住いの譲渡人が所有する新田の畑1筆、165㎡と、東京都江東区にお住いの譲渡人が所有する新田の畑1筆、166㎡を、それぞれ売買により取得し、ペットホテル管理用の「事務所用地」として転用したいという申請でございます。総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

24ページでございます。②使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。1番、名木にお住いの借受人が、貸付人である同居の父が所有する、名木の田、現況畑1筆、420㎡の内0.03㎡に使用貸借権を設定して、営農型の「太陽光発電施設用地」として一時転用したいという申請でございます。本案件は、平成25年3月31日付、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により示された、3年の一時転用期間が満了するにあたり、新たに3年間の一時転用の許可申請がされたものであります。総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

2番、本三里塚にお住いの借受人が、本三里塚にお住いの貸付人である祖母が所有する、本三里塚の畑1筆、7,893㎡の一部383㎡に、使用貸借権を設定して、「専用住宅用地」として転用したいという申請でございます。総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

25ページをお開き願います。③賃借権の設定でございます。3件の申請がございました。1番から3番は、同一賃借人による同一事業ですので、まとめてご説明いたします。長沼にお住いの賃借人が、1番、長沼にお住いの賃貸人が所有する、長沼の田1筆、727㎡、2番、同じく長沼にお住いの賃貸人が所有する、長沼の田、1筆、358㎡、3番、飯田町にお住いの賃貸人が所有する、長沼の田1筆、498㎡、合計3筆、現況は3筆ともに畑、1,583㎡に賃借権を設定して、「太陽光発電施設用地」として転用したいという申請でございます。総会資料17ページに案内図、18ページに公図の写しがございます。

以上で議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きます、①売買の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、4月20日着手、6月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みとなっております。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地のみを行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項について、申請書、添付書類の審査及び現地調査で、申請に係る農地内に、農地法の許可を受けずに設置された自家用車の車庫があることを確認しましたので代理人に確認したところ、譲渡人は今後も車庫を使用したいとのことでした。これに伴い、自家用車の車庫として使用したことの謝罪と、今後は十分に気を付け法令遵守を誓う旨の始末書及び、所有権が移転してからも譲渡人が使用することの使用貸借契約書が提出されました。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 議案第4号、5条①売買の1番につきましては、申請地は、市道吉倉川栗線から西側に入った農地で、現状は、畑として管理されていましたが、その一角に車庫が

設置されておりました。車庫については、まず現状についての始末書を提出させるとのことでしたが、今後、車庫部分をどうするのかなど不透明な部分があるので、許可権者である県と協議し指導していくとのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番と3番は譲受人が同一ですので、一括して審議します。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の2番と3番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、近接した土地に建設中の、ペットホテルの管理事務所用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、5月1日着手、12月25日完了の予定です。計画面積の妥当性について、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地のみを行い事業区域内の自然浸透とする予定ですが、敷地境界線沿いにブロック擁壁を設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 ①売買の2番と3番につきましては、申請地は、花植木センター跡地の北東、市道水の上新田線の西側に入った農地で、現状は、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番と3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

○加藤委員 3番の面積について、議案の面積と公図の面積の数字が異なるが、どちらが正しい面積か。

○事務局 議案が正しい数字です。失礼いたしました。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番と3番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。まず、2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

続いて、3番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の1番について、事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 ②使用貸借権の1番です。農地の区分は、農用地域内にある農地です。農用地域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がない旨の確認を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、営農を継続する太陽光発電施設用地です。申請の用途に供することの確実性については、5月15日着手、平成32年5月14日完了の予定です。計画面積の妥当性については、太陽光パネル39枚に対して、1本当たりの面積が18.54平方センチメートルの支柱を17本設置しております。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項について、設備下部での営農計画としましては、1年前から取り組んでいるフキの作付けを、今後3年間も継続して行う予定で、問題ないと思われます。

なお、再申請について、太陽光発電施設の下での営農が適切に行われているかなどの確認が必要でしたので、現地確認及び申請者との面接を行った結果、ほ場の面積や立地

など、営農が難しい条件ではありますが、営農を確実に継続しており、昨年、作付け作物について再検討した結果、フキを作付けし、現在、ふきのとうが芽吹いており、地下茎も増殖中とのことで、営農への努力も伺え、収量が確保できれば、直売所で販売したいとのことでした。以上のことから、次の3年間も継続した営農に努力すると思われるので、問題ないと判断しました。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の1番につきましては、申請地は、圏央道の西、市道中里名木線沿いの農地で、現状は畑としてフキが作付され、営農型の太陽光発電パネルが設置されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の2番について、事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 ②使用貸借権の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、融資見込み書及び預金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、5月10日着手、11月10日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法については、3月10日に本申請を提出し受理されております。道路法等については、合併浄化槽等からの排水管接続に伴う占用許可申請書を近日中に提出する予定です。計画面積の妥当性については、申請に係る事業区域として、約40㎡の宅地を加えた約423㎡の敷地に、建築面積約66㎡の専用住宅と約27㎡の車庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね5

00㎡を下回っていることから妥当な計画面積となっております。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地を行い雨水浸透柵を設置するなど、事業区域内の自然浸透とする計画です。なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、県道成田松尾線と市道本三里塚宮下東2号線が交わる交差点の北に位置する農地で、現状は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の1番から3番は賃借人が同一ですので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 ③賃借権の1番から3番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、預金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、4月21日着手、5月15日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みとなっております。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地のみを行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 ③賃借権の1番から3番につきましては、申請地は、国道408号の西、豊住工業団地へ入る道の南側に位置する農地で、現状は耕作されておらず、一部、草が生えておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番から3番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。まず、1番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の1番は可決されました。

続いて、2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の2番は可決されました。

続いて、3番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の3番は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、加瀬委員、川崎委員、朝倉委員、飯笹委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(4委員 退室)

○議長 それでは、議案第5号、平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 26ページでございます。議案第5号、平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、27ページのとおり、平成29年度第1次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、28ページから31ページの総括表によりご説明いたします。詳細の農用地利用集積計画一覧表（案）につきましては、33ページから83ページをご覧ください。今回は空港会社等の案件もあり、ページが前後いたしますが、ご容赦ください。

それでは、28ページでございます。1-1利用権設定でございます。まず、使用貸借権の設定でございます。契約期間3年のものが、8,329㎡、田9筆3件で、詳細は33ページの1番と2番、及び82ページの1番でございます。契約期間6年のものが、8,534㎡、田1筆1件、畑13筆8件で、詳細は33ページの3番から34ページの11番でございます。契約期間10年のものが、4,869㎡、田3筆2件で、詳細は34ページの12番と35ページの13番でございます。

次に、賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが、90万905.79㎡、田325筆38件、畑252筆46件、農業用施設用地、14筆2件で、詳細は35ページの14番から36ページの17番、55ページの1番から81ページの77番、及び82ページの2番から6番でございます。契約期間5年のものが、9,779㎡、田5筆2件で、詳細は36ページの18番と19番でございます。契約期間5年7か月のものが、2,465㎡、田4筆1件で、詳細は36ページの20番でございます。契約期間5年11か月のものが、2,990㎡、田1筆1件で、詳細は36ページの21番でございます。契約期間6年のものが、8万7,278㎡、田58筆16件、畑8筆4件で、詳細は37ページの22番から41ページの41番でございます。契約期間10年のものが、13万2,218㎡、田60筆16件、畑7筆5件で、詳細は41ページの42番から45ページの62番でございます。

合計の契約面積は、115万7,367.79㎡、田466筆80件、63万4,857㎡、畑280筆63件、51万2,944.72㎡、農業用施設用地、14筆2件、9,566.07㎡でございます。29ページをお開き願います。内訳は、新規設定が、契約面積17万8,546.89㎡、田78筆19件、11万2,784㎡、畑34筆13件、6万5,762.89㎡。再設定が、契約面積97万8,820.9㎡、田388筆61件、52万2,073㎡、畑246筆50件、44万7,181.83㎡、農業用施設用地、14筆2件、9,566.07㎡でございます。

なお、参考として、32ページに成田国際空港株式会社、及び公益社団法人千葉県園芸協会用地の利用権設定について表にまとめてありますので、ご確認ください。

30ページでございます。1-2利用権設定(転貸)でございます。農地利用集積円滑化団体である、公益財団法人成田市農業センター、及び、かとり農業協同組合が、借り受けた農地を貸し付けするものでございます。

まず、使用貸借権の設定でございます。契約期間3年のものが、7,877㎡、田8筆2件で、詳細は46ページの1番と2番でございます。契約期間6年のものが、40㎡、田1筆1件で、詳細は46ページの3番でございます。

次に、賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが、3万463㎡、田23筆2件で、詳細は46ページの4番と47ページの5番でございます。契約期間5年のものが、9,779㎡、田5筆2件で、詳細は47ページの6番と7番でございます。契約期間6年のものが、8万3,770㎡、田58筆16件、畑7筆3件で、詳細は47ページの8番から51ページの26番でございます。契約期間10年のものが、11万7,025㎡、田54筆13件、畑4筆3件で、詳細は51ページの27番から54ページの42番でございます。

合計の契約面積は、24万8,954㎡、田149筆36件、20万4,105㎡、畑11筆6件、4万4,809㎡でございます。内訳は、新規設定が、契約面積7万5,995㎡、田49筆11件、5万9,955㎡、畑2筆2件、1万6,040㎡でございます。再設定が、契約面積17万2,959㎡、田100筆25件、14万4,190㎡、畑9筆4件、2万8,769㎡でございます。

最後に、2所有権移転でございます。83ページでご説明いたしますので、お聞き下さい。1番、竜台にお住いの譲受人が、大袋にお住いの譲渡人が所有する竜台の田1筆、426㎡を、成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は平成29年4月10日、詳細は記載のとおりでございます。本件は、農地利用集積円滑化団体である、公益財団法人成田市農業センターのあっせんにより、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものです。なお、申請地の隣接地は、昨年2月開催の第20回総会において、成毛委員、及び根本秀夫委員の両委員によりあっせんが実施され、本件の譲受人への所有権移転に結びついた農地であります。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われれます。

以上で議案第5号、平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 議案第5号につきましては、特に質疑はありませんでしたが、現状として、農地の貸し手、借り手のマッチングにおいては、旧成田市域では農業センターが、旧下総町・大栄町区域では、JAかとりが、それぞれ尽力していることが確認されました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた委員の入室をお願いします。

(4委員 入室)

○議長 次に、議案第6号、平成29年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 84ページでございます。平成29年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について、でございます。85ページをご覧ください。金額につきましては、内税で表示しております。

まず、1. 農作業標準賃金につきましては、千葉県農業会議の算出額を使用いたします。水田作業は1日当たり9,900円、畑作業は1日当たり8,200円。ともに前年度と同額でございます。

次に、2. 機械作業標準料金につきましても、畑耕起を除き、千葉県農業会議の算出額を使用いたします。水田耕起は10a当たり5,800円、水田代かきは10a当たり6,200円、畦塗りは1m当たり35円、植付は10a当たり7,300円、刈取脱穀は10a当たり17,200円、乾燥調整は60kg当たり2,800円、育苗は1箱当たり790円、畑耕起は、市独自で計算し、10a当たり5,600円と算出いたしました。

前年度と比較いたしますと、水田代かき、植付、畑耕起で100円、育苗で10円の上昇がございますが、そのほかの料金につきましては、前年度と変更ございません。なお、機械による作業料金の上昇は、燃料価格の値上がりによるものであります。また、本案につきましては、議決後、「広報なりた」や「市のホームページ」などでお知らせして参ります。

以上で議案第6号、平成29年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 議案第6号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 86ページでございます。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので報告いたします。

87ページから89ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。5件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

90ページでございます。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。3件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、

自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

9 1 ページをお開き願います。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。4件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転・設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

9 2 ページと9 3 ページでございます。④転用事実確認証明でございます。4条で2件、5条で2件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでしたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

9 4 ページでございます。⑤買受適格証明でございます。5条で1件の届出がございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で、報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 報告第1号については、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 9 5 ページをお開き願います。報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、でございます。

1番、大室にお住いの借受人が、夫である借付人から、大室の畑1筆を借り受けて、「太陽光発電施設用地」に転用したいという申請について、取下願が提出されましたので、ご報告いたします。先月開催されました、第32回総会にて許可相当で採決され、県に進達したところですが、総会の際も、ご報告いたしましたとおり、現地の竹林化が著しいため、地目変更登記を進めたいとの意向から、取下願が提出されたものでございます。

以上で報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 報告第2号については、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 96ページから98ページでございます。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。10件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 報告第3号については、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 99ページをお開き願います。報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

①農地法施行規則第53条第5号の規定による届出、公共事業の施行に伴う廃土処理が2件ございました。1番、市道幡谷地内線の道路改良工事に伴う廃土処理の届出で、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

2番、大竹地先における急傾斜崩壊対策事業に伴う廃土処理の届出で、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

100ページでございます。②農地法施行規則第53条第14号の規程による届出、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置が1件ございました。江弁須地先における、携帯電話用無線基地局建設に係わる事業計画書の提出で、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 報告第4号については、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 101ページと102ページでございます。報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より2件、成田出張所より8件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員

会等の際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたので報告いたします。

以上で報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 報告第5号については、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

○議長 以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第33回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時17分)